

まん延防止等重点措置に伴う飲食店の営業時間短縮要請（令和4年2月要請）に係る協力金質疑応答集

3月3日現在

1 要請内容

問1 まん延防止等重点措置の措置区域はどこか。	静岡県内の全ての市町が措置区域となります。
問2 本社は措置区域外だが、店舗が措置区域内にある場合、要請の対象となるか。	措置区域内に「店舗」があれば対象となります。
問3 具体的には何日の何時から何時までが営業時間の短縮要請となるのか。	令和4年2月21日（月）午前0時から3月6日（日）午後12時までの期間、 認証店（※）は、各日午後9時から翌日午前5時について営業を休止、 非認証店は、各日午後8時から翌日午前5時について営業を休止して頂くよう要請しています。 ※認証店とは、「ふじのくに安全・安心認証」又は「はままつ安全・安心な飲食店認証」を取得した飲食店を言います。
問4 酒類の提供はできるのか。	認証店は、各日午後8時まで提供することが可能です。 非認証店は、終日、酒類の提供を停止して頂くようお願いいたします。 なお、認証店については、非認証店と同様、終日、酒類の提供停止し、午後8時までの営業とすることを選択することができます。この場合、協力金の額は非認証店と同様となります。
問5 複数の店舗を持つ事業者は、全店舗の営業時間を短縮する必要があるのか。	措置区域内にある全ての店舗の営業時間の短縮要請に協力をお願いします。 店舗ア（飲食店）が要請対象、店舗イが要請対象外の業種である場合、営業時間の短縮は店舗アのみで構いません。 複数店舗を経営している事業者に対しては、事業規模及び店舗数等に応じ協力金が支給されますので、申請書は1枚にまとめても、写真等の証拠書類等は店舗ごとに全て準備してください。

<p>問6 午後8時（または午後9時）から翌日午前5時までの営業休止中にスタッフが作業を行ってもよいか。</p>	<p>問題ありません。 （スタッフが休憩する際など、第三者から誤解を招かないよう配慮をお願いします。）</p>
<p>問7 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を確認したところ、法第55条ではなく、法第52条に基づくものであった。要請の対象となるのか。</p>	<p>改正食品衛生法が令和3年6月から施行されており、もともと食品衛生法第52条に基づいていた「飲食店営業許可」が、第55条に基づくものになっております。読み替えた上で、業種や業態を確認し、要請の対象となるかご判断ください。</p>
<p>問8 カラオケは終日自粛する必要があるか。</p>	<p>カラオケの自粛は要請していませんが、業種別ガイドラインを遵守するなど、感染拡大防止に配慮をお願いします。</p>
<p>問9 飲食業の許可を有するカラオケボックスは時短要請の対象か。 対象となった場合、カラオケ設備は使用して良いか。</p>	<p>対象となります。 また、カラオケ設備の使用は、差し支えありません。</p>
<p>問10 「営業時間の短縮に応じる」とはどのような状態を指すのか。</p>	<p>午後8時（認証店の場合、午後9時も可）に店内に利用客がいない状態としてください。 注文の受付を停止（オーダーストップ）しただけでは営業時間の短縮とはなりません。</p>
<p>問11 認証店が、酒類の提供を行う場合、午後8時を酒類のラストオーダーとすればよいか。</p>	<p>ラストオーダーではなく、酒類の提供を午後8時までとしてください。</p>

<p>問 12 「営業時間の短縮要請」の対象施設となる「飲食店」とはどのようなものか。</p>	<p>以下の全てを満たす店舗となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生法第 55 条の許可を受けた、食品衛生法施行令第 35 条第 1 号「飲食店営業」(改正前の食品衛生法施行令第 35 条第 2 号「喫茶店営業」を含む。)に定める営業を行う店舗 ○飲食店(飲食を主な業としている店舗)又は遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの、カラオケ店)若しくは結婚式場(結婚式場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)であって披露宴等を行うもの) ○飲食とともに飲食のスペースを利用者に提供している店舗 <p>ただし、以下の店舗は除きます。(営業時間の短縮要請は行っていません)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館等での宿泊者に限定して食事提供する食堂 ・「飲食店営業」許可のないカラオケ店、 ・イートインスペースのあるスーパーやコンビニ等の小売店 ・テイクアウト・デリバリー専門店、弁当屋、屋台・キッチンカー ・映画館等の売店 ・社員食堂、学生・社員寮等の食堂 ・自動販売機 ・ネットカフェ、漫画喫茶 ・「麻雀店、ライブハウス、ピアノ教室、音楽教室、英会話教室、エステ、マッサージ、乗馬クラブ、服屋、靴屋、雑貨屋、ペットホテル、ブティック」などに併設された飲食コーナー など <p>(「要請」及び「協力金」対象店舗判定チャートも御参照ください)</p>
<p>問 13 通常の営業終了時刻は午後 8 時までだが酒類を提供している場合は。</p>	<p>営業時間の短縮は必要ありませんが、非認証店の場合には、酒類の提供を終日停止するようお願いします。</p> <p>この場合、協力金の対象とはなりません。(2 協力金の対象 問 5 参照)</p>
<p>問 14 スーパー銭湯内に飲食店があるが営業時間の短縮要請の対象となるか。</p>	<p>施設の中に飲食を提供するスペースがある場合でも、スーパー銭湯の利用者に限定したものであれば飲食店とはみなしません。</p> <p>ただし、スーパー銭湯内にある飲食店が、スーパー銭湯の利用者以外にも飲食をその場で提供する独立した区画として営業している場合は、営業時間の短縮要請の対象施設となります。</p>

問 15

スタジアムの座席や、ショッピングモールの通路、駅の待合室等にある座席で飲食することを想定した店舗は、要請の対象となるか。

その店舗が飲食スペースを利用者に提供している状態でなく、テイクアウトと同等であるため、要請の対象外となります。

2 協力金の対象

<p>問1 この協力金を受けるのは誰か。</p>	<p>今回の「営業時間の短縮要請」により、要請を受けた施設を運営する事業者（大企業を含む）及び個人事業主が、感染防止対策の業種別のガイドライン等を遵守し、営業にあたっての要請に応じた上で、営業時間の短縮等を行った場合に交付されます。</p>
<p>問2 営業時間の短縮要請がある前から自ら進んで休業をしていた。協力金の対象となるか。</p>	<p>営業時間の短縮を要請した時点（令和4年2月18日（金）時点）において営業の実態（実際に施設を運営し売上げがある等）がある場合に対象となります。 ただし、令和3年10月1日以降に午後8時以降、営業実態がない場合には対象となりません。</p>
<p>問3 酒類を提供していない飲食店だが協力金の対象となるか。</p>	<p>本来の営業時間が、午後8時以降午前5時までの間も営業している店舗が、午後8時から翌日午前5時まで飲食店の営業を行わないこと（認証店の場合は、午後9時から翌日午前5時まで）を確認できれば、協力金対象となります。</p>
<p>問4 非認証店だが、業種別のガイドラインを遵守しているが、ステッカー等の配布がなく掲示していない。 協力金を申請できるか。</p>	<p>業種別ガイドラインを遵守しており、その状況が確認できる資料の提出があれば、申請可能ですが、非認証店（要請区分B）となります。 （内閣官房ホームページ https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf） 例1：食品衛生協会等の業界団体や市町が定めるガイドライン等を満たし、そのステッカー等の掲示写真を提出できる場合 例2：GoToEatの対象店舗であることが分かる資料 （ステッカーの掲示状況と店舗名が分かる写真等）</p>
<p>問5 通常の営業終了時刻が、午後8時までの店舗だが協力金の対象となるか。</p>	<p>営業時間の短縮要請の対象でなく、協力金の対象となりません。 なお、非認証店で、酒類を提供している場合には、提供を停止するようお願いします。</p>
<p>問6 営業時間の短縮要請には応じるが、その時間帯（午後8時または9時から翌日午前5時まで）に、テイクアウトやデリバリーのみ営業をする場合、協力金の対象となるか。</p>	<p>協力金の対象となります。</p>

<p>問7 営業時間短縮への対応について、要請開始日に間に合わないが協力金の対象となるか。</p>	<p>対象とはなりません。 協力金の受給には、令和4年2月21日（月）午前0時から3月6日（日）午後12時までの間、連続して営業時間の短縮を実施する必要があります。</p>
<p>問8 営業時間の短縮要請最終日だけ午後9時以降も営業したいが協力金の対象となるか。（例：3月6日（日）午後5時～午後11時まで営業したい）</p>	<p>最終日を含んだ連続した期間、営業時間の短縮をする必要があります。最終日に協力要請に応じない場合には、協力金の支給対象になりません。（3月6日（日）午後12時まで要請に応じている必要があります。）</p>
<p>問9 今年度、経営する法人（個人事業主）が変わったが、昨年の実績として前法人（前個人事業主）の売上げを使って申請できるか。</p>	<p>原則、同一店舗であっても、異なる経営者の売上げを使って申請することはできません。このため、中小企業・個人事業主であれば、下限額の支給となります。大企業の場合には協力金の支給額は0円となります。 ただし、相続によるお店の引継ぎ等、飲食店営業許可の地位承継手続きを行っている場合は、前営業許可取得者名義の売上を使うことを認めます。</p>
<p>問10 不定期で予約があった日のみ営業している。協力金の対象となるか。</p>	<p>不定期での営業は、通常の営業時間が午後8時または午後9時を超えているとはいえないため、協力金の対象とはなりません。不特定の利用者に対し店舗の利用可否がわかるように営業時間を定めている店舗のみを対象としています。</p>
<p>問11 要請期間中に開店予定だった。協力金の対象となるか。</p>	<p>営業時間の短縮要請日（令和4年2月18日（金））時点で営業の実態がないため、協力金の対象となりません。</p>
<p>問12 ホテル・旅館の飲食場所は協力金の支給対象となりえるか。</p>	<p>ホテルや旅館が宿泊者を対象として飲食を提供する場合は要請の対象外です。しかし、ホテルや旅館内の施設であっても、宿泊客以外の利用者が来店可能なレストラン等の場合、要請の対象となり、午後8時までの営業としていただければ協力金の支給対象となります。 ただし、この場合、①対外的に宿泊者以外が午後8時を超えて常時利用できることが公表されていること、②飲食をその場で提供する独立した区画（部屋全体をいい、パーティション等で部屋を区切っただけのものはいけません）であること、がわかる書類を提出する必要があります。これらが確認できない場合は支給対象とならない可能性があります。</p>

<p>問 13</p> <p>ホテル・旅館で食堂・宴会場を午後 10 時まで営業しており、宿泊客と宿泊者以外の客も入れている。午後 8 時以降、宿泊客以外を断れば協力金の対象となるか。</p>	<p>同一の飲食を提供する区画（部屋）を宿泊客と宿泊客以外の利用者の両方が利用可能な営業とする場合には、宿泊客以外を断るだけでは、協力金の対象とならず、この場合は、宿泊者であるか否かに限らず、全ての利用客が午後 8 時までの利用とする必要があります。</p>
<p>問 14</p> <p>ホテル・旅館において宿泊客以外も利用可能な食堂がある。宿泊者以外の利用を終日停止すれば、午後 8 時以降も営業可能か。</p>	<p>ホテル・旅館での宿泊者に限定して食事を提供する食堂は、営業時間の短縮要請の対象外となるため、午後 8 時以降も営業可能です。（協力金の対象となりません。）</p>
<p>問 15</p> <p>営業時間は午後 8 時までだが、午後 8 時以降も店内に利用客がいる場合がある。協力金の対象となるか。</p>	<p>通常の営業時間は、あらかじめ、誰もがその店舗の営業時間として理解できるよう周知しているものを指します。このため、今回の場合、午後 8 時までが通常の営業時間となり、協力金の対象とはなりません。</p>
<p>問 16</p> <p>営業時間は午後 8 時までと掲示しているが、ラストオーダーを午後 8 時に聴取している。この場合、協力金の対象となるか。</p>	<p>注文の聴取は、利用客の有無等により発生するものであるため、通常の営業時間とは判断しません。このため、今回の場合、通常の営業時間は午後 8 時までとなり、協力金の対象とはなりません。</p>


3 申請手続

<p>問1 協力金の申請受付はいつからいつまでか。</p>	<p>協力金の申請受付は、営業時間短縮要請の終了後である令和4年3月7日（月）から令和4年4月20日（水）まで（当日消印有効）となります。</p>
<p>問2 協力金の支給はいつ頃か。</p>	<p>協力金の支給については、申請書類が全て整っており、内容に不備がない方の場合で、申請受付後、最短で3週間程度、一般的には4～5週間程度を予定していますが、申請数が大変多いことが想定され、申請受付自体に多くの期間を要する可能性があります。順次、受付、審査を進めてまいりますので、御理解の程よろしく申し上げます。</p>
<p>問3 「過年度売上高」の計算方法は。</p>	<p>【対象区域①での計算例】 2021年（令和3年）、2020年（令和2年）、2019年（平成31年）のいずれかの2・3月の飲食部門における1日当たりの売上高は次の①「過年度売上高」の計算方法により算出された金額です。 ①「過年度売上高」＝「2021（令和3年）2・3月の合計飲食業売上高」÷59 又は ①「過年度売上高」＝「2020（令和2年）2・3月の合計飲食業売上高」÷60 又は ①「過年度売上高」＝「2019（平成31年）2・3月の合計飲食業売上高」÷59 ただし、1円未満の端数は切り上げます。 なお、<u>売上高については、飲食業における売上高であって、消費税及び地方消費税を除きます。</u></p>
<p>問4 飲食業における売上高とは何か。</p>	<p>対象の飲食店における飲食事業に係る売上（テイクアウト分除く）となります。つまり、物販や花代、タクシー代、駐車場代、代行料金、宿泊料金、送迎料など飲食事業以外の売上高は含めることはできません。なお、飲食事業に付帯するサービス料については対象とします。</p>
<p>問5 令和3年3月15日に開店した店舗は「過年度売上高」をどのように計算すればよいか。</p>	<p>令和3年3月1日から3月31日までに開店した店舗は新規開店特例に該当します。この場合、開店日から3月31日までの期間の売上をその日数（営業した日数ではありません）で割って「過年度売上高」を算出して下さい。 例）令和3年3月1日に開店し、20日間営業した場合 「過年度売上高」＝「3/1～3/31の飲食業売上の合計」÷31日</p>

<p>問6 令和3年4月1日以降に開店した店舗は「過年度売上高」をどのように計算すればよいか。</p>	<p>昨年度の売上が無いため、「過年度売上高」は0円となります。このため、協力金は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業・個人事業主の場合、2.5万円または3万円×「協力日数」 ・ 大企業の場合、0円（支給対象となりません） <p>と算定されます。</p>
<p>問7 複数の対象施設を運営しているが、協力金はどのように支払われるのか。</p>	<p>対象施設ごとに協力金を算定し、合算した金額を申請者に支払うことになります。なお、申請にあたっては、1件の申請で、対象店舗全てを申請をするようお願いいたします。（原則、同一事業者から複数の申請は受け付けません）</p>
<p>問8 過去に支給された協力金は売上げに算入して計算するのか。</p>	<p>過去に支給された新型コロナウイルス感染拡大防止協力金など、飲食事業による売上以外は、協力金の算定における「過年度売上高」や「要請中売上高」には含めません。</p>
<p>問9 要請期間中に認証を取得することができた。この場合、途中から酒類提供を行うよう変更しても良いか。</p>	<p>認証を取得した店舗は、午後9時までの営業時間の短縮とし、午後8時まで酒類の提供を行うことができます。このため、営業時間の短縮要請中に認証を取得すればその時点から酒類提供を行う方法に変更することが可能です。この場合の協力金は、要請への協力内容により、その区分に応じて日ごとに算出することとなります。</p>
<p>問10 通常、午後8時30分まで営業している認証取得店で、要請に応じ、要請初日より酒類の提供のみ午後8時までとされていた（時短は無し）が、要請期間中に午後8時までの営業かつ酒類提供を終日停止とすることとした。この場合、協力金はどうなるのか。</p>	<p>認証店の場合、期間中1回のみ協力方法の切替えを可能としています。協力金の支給を受けるためには、要請期間である令和4年2月21日(月)午前0時から、令和4年3月6日(日)午後12時まで連続して要請に応じていただく必要があります。今回の場合、要請には全期間応じていることから、午後8時までの営業かつ酒類提供を終日停止した日数に応じ、協力金を支給することとなります。</p> <p>（営業時間を短縮せず、酒類提供のみを午後8時までとした期間は協力金の対象外）</p> <p>切替え前まで酒類提供を8時とされていた状況の証拠（切替え前、切替え時、切替え後のチラシ掲示状況を撮影するなど、切替えの日付が誰が見ても分かるように）を申請時に提出してください。</p> <p>なお、2回以上の変更をしてしまうと、全期間、低い側の支給額となりますので、今回の場合、協力金の支給は0円となります。</p>
<p>問11 申請を忘れて申請期間を過ぎてしまった場合、協力金はもらえないのか。</p>	<p>本協力金は、申請要項に必要書類や申請期限を定め、これに基づき支給を行います。このため、申請期間を過ぎての受付は出来ず、協力金を受給することはできません。</p>

<p>問 12</p> <p>認証店の場合、酒類提供を行う場合と、行わない場合をどのように明らかにすれば良いか。</p>	<p>協力開始日に、店頭および店内に選択した方式がわかるチラシ（静岡県のホームページに掲載あり）を掲示し、その状況を写真撮影しておき、協力金申請時に提出して下さい。</p>
<p>問 13</p> <p>協力金を計算する際の1日の考え方は。</p>	<p>協力金における1日の考え方は、午後8時（午後9時からの営業時間短縮の場合には、午後9時）から翌日午前5時までを1日として計算します。このため、2月21日（月）については、2月21日（月）午後8時（午後9時）から2月22日午前5時が1日となり、3月6日（日）については、午後8時（午後9時）から3月6日（日）午後12時までが1日となります。</p> <p>※上記はあくまで協力金の考え方ですので、営業時間の短縮については、令和4年1月要請から切れ目無く、2月21日（月）の午前0時からお願いします。</p>
<p>問 14</p> <p>協力金はどのように計算するのか。</p>	<p>店舗ごとに下記により計算します。</p> <p>【認証店（午後9時からの時短：酒類提供あり）区分A】</p> <p>＜中小企業・個人事業主の場合＞</p> <p>事業規模により2.5～7.5万円×営業時間短縮要請に協力した日数</p> <p>※ 最低支給額は、1日あたり2.5万円です。</p> <p>＜大企業の場合＞※中小企業・個人事業主も選択可</p> <p>事業規模により0～20万円×営業時間短縮要請に協力した日数</p> <p>（上限：20万円又は1日当たりの飲食業売上高×0.3のいずれか低い額）</p> <p>※ 売上減少額によっては、協力金の支給対象外となる場合があります。</p> <p>【非認証店・認証店（午後8時からの時短：酒類提供終日なし）区分B】</p> <p>＜中小企業・個人事業主の場合＞</p> <p>事業規模により3.0～10万円×営業時間短縮要請に協力した日数</p> <p>※ 最低支給額は、1日あたり3万円です。</p> <p>＜大企業の場合＞※中小企業・個人事業主も選択可</p> <p>事業規模により0～20万円×営業時間短縮要請に協力した日数（上限：20万円）</p> <p>※ 売上減少額によっては、協力金の支給対象外となる場合があります。</p>

問 15 「中小企業」とはどんな企業か。	中小企業基本法では「中小企業」を以下のとおり定義しております。 主たる業が「飲食店」の場合、業種分類は「小売業」となります。		
	業種	中小企業者の要件（下記のいずれかを満たすこと）	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
	①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
	②卸売業	1億円以下	100人以下
	③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	
※なお、中小企業関連立法においては、上表以外の定義付けがされている場合がありますが、今回の協力金については上表の要件で対象を決定しています。			
問 16 事業規模による1日あたりの協力金の計算方法は。	【認証店（午後9時からの時短：酒類提供あり）区分A（基礎額A）】 <中小企業・個人事業主の場合> 「過年度売上高」×0.3（下限2.5万円～上限7.5万円） <大企業の場合> ※中小企業・個人事業主も選択可 「要請期間の売上高（2/21～3/6）」÷14日・・・「要請中売上高」 ※1円未満の端数は切上げます。売上高は、消費税及び地方消費税を除きます。 （「過年度売上高」－「要請中売上高」）×0.4 （上限額は20万円又は1日当たりの過年度飲食業売上高×0.3のいずれか低い額）		
	【非認証店・認証店（午後8時からの時短：酒類提供終日なし）区分B（基礎額B）】 <中小企業・個人事業主の場合> 「過年度売上高」×0.4（下限3万円～上限10万円） <大企業の場合> ※中小企業・個人事業主も選択可 「要請期間の売上高（2/21～3/6）」÷14日・・・「要請中売上高」 ※1円未満の端数は切上げます。売上高は、消費税及び地方消費税を除きます。 （「過年度売上高」－「要請中売上高」）×0.4（上限額は20万円）		

<p>問 17 営業実態は何をもって確認するのか。</p>	<p>確定申告書や、帳簿、法人設立届出書、開業届の控え、店舗の状況が分かる写真などにより確認しますが、必要に応じ追加の資料の提出を求め場合があります。</p>
<p>問 18 申請要項や申請書はどこで手に入るか。</p>	<p>静岡県の HP からダウンロードできます。 https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-manboh2_2.html</p> 
<p>問 19 同一施設内に複数のレストランを経営しているが、施設数の考え方は。</p>	<p>基本的には食品衛生法第 55 条（旧第 52 条）の許可ごとと考えますが、レストランの区画とそれに対応する食品衛生法第 55 条（旧第 52 条）の許可を示すようにしてください。 ※複数の許可がある場合でも、客観的にみて 1 店舗であると判断される場合は、1 店舗として取り扱う場合があります。</p>
<p>問 20 営業時間の短縮を行った証明はどうすればよいか。</p>	<p>店舗の看板など、店舗名と通常の営業終了時刻が分かる写真と、店頭に掲示した営業時間短縮のお知らせを写真撮影するなど、客観的にみて営業時間の短縮を行ったことが分かるように準備をしておくようお願いします。（店舗ごとに提出する必要があります。）</p>
<p>問 21 提出書類として本人確認書類（免許証写等）が求められるが、代表者は遠方在住で依頼は困難を極める。代わりの方法はないか。</p>	<p>法人であれば原則として代表者の運転免許証・パスポート・保険証などのいずれか写しの提出を求めています。提出困難な事情がある場合、様式 3「証明書」により本人確認書類とすることも可能です。その際は、「証明書」及び会社法人用登記事項証明書（代表者の住所が分かるもの、写し可）を添付したうえで提出ください。 なお、「ふじのくに安全・安心認証制度」を取得（申請）済の場合は、本人確認書類は不要です。</p>
<p>問 22 定休日は協力金の協力日数となるのか。</p>	<p>定休日についても協力日数に含むものとします。なお、定休日のみを区分 B とすることはできません。</p>
<p>問 23 要請期間の全てを休業しようとしている。協力金の対象となるか。対象となる場合、区分は A か B か。</p>	<p>通常の営業終了時刻が午後 8 時を超えている店舗であれば協力金の対象となります。この場合、協力金は区分 B となります。</p>

<p>問 24</p> <p>認証店だが、最初の3日間は午後9時まで営業し酒類を提供した。その後、午後8時までの営業に変更し、酒類の提供をとりやめた。この場合、協力金はどうなるか。</p>	<p>認証を要請期間中に取得した場合など、やむを得ない場合は、1回に限り、協力方式を切り替えること（AとBの変更）を認めており、この場合、それぞれの日数により日割で協力金を支給することとなります。</p> <p>なお、店頭に掲載するチラシについても、変更した日付がわかるよう、それぞれ撮影するようお願いします。</p>
<p>問 25</p> <p>認証店だが、週末のみ午後9時まで営業、午後8時まで酒類提供を行い、その他は午後8時までの営業で酒類提供を停止しようと考えている。この場合、協力金はどうなるか。</p>	<p>期間中に2回以上協力方式の変更を行った場合、全ての協力期間について区分A（営業時間午後9時まで、酒類提供午後8時まで）で支給することとなります。</p>
<p>問 26</p> <p>申請書を普通郵便で送付したが、届いているか確認したい。</p>	<p>書類の到着状況を確認する問合せには対応しておりません。このため、配達記録を活用するなど、申請者御自身で管理頂くようお願いします。</p>
<p>問 27</p> <p>経済産業省の事業復活支援金を活用しようと考えているが、この協力金は申請できるか。</p>	<p>協力金の支給にあたって、事業復活支援金の受給状況は要件としていません。協力金とあわせて事業復活支援金を申請する場合には、下記問合せ先に御確認ください。</p> <p>なお、本協力金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）を活用しております。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>事業復活支援金事務局 申請者専用 相談窓口 0120-789-140</p> </div>
<p>問 28</p> <p>「飲食事業売上台帳（帳簿等）の写し（税抜きに換算したもの）」は、日ごとに税抜き換算を明示する必要があるか。</p>	<p>申請書に記載する税抜き金額が分かるよう、税込みの台帳の場合は、計算過程を明示するようお願いします。必ずしも、日ごととする必要はありません。</p>

4 根拠・罰則等

<p>問1 協力金を支給する趣旨は。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業時間の短縮要請に応じて頂いた事業者の皆様への協力に対し支給するものです。営業時間短縮に対する補償を行うものではありません。</p>
<p>問2 申請要項に、申請内容等について関係機関と密接に連絡をとるとあるが想定される関係機関は何か。</p>	<p>店舗のある市町、保健所、税務署、静岡県警察などを想定しています。</p>
<p>問3 時短営業の要請は何に基づくものか。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき要請をしています。</p>
<p>問4 営業時間の短縮要請に従わないとどうなるのか。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第80条第1項に基づき20万円以下の過料に処される場合があります。</p>